介護保険特定福祉用具
排泄予測支援機器購入の流れについて

排泄予測支援機器を購入する場合には事前申請が必要となります。
該当する場合は、以下の流れに沿って申請を行ってください。

（　確認通知　）

介護保険課から事業者に
確認通知をFAXします

事業者 → 事前申請 → 必要性をチェック → 結果 → 事後申請

事前申請の受付(各区)

提出書類
- ・申請書
- ・理由書
- ・カタログ
- ・見積書
- **・試験状況の確認調書（厚労省様式）※1**
- **・医学的所見を記載したもの※2**

介護保険課
にて確認

事後申請の受付(各区)

提出書類
- ・申請書
- ・理由書
- ・委任状（受領委任払い）
- ・委任状（償還払い）　※3
- ・請求書
- ・領収証
- ・確認通知　※4

※1 介護保険最新情報Vol.1059の別添、もしくはホームページより
ダウンロードしてください。

※2 以下の①～④のいずれかを添付してください。
①介護認定審査における主治医意見書、
②サービス担当者会議における医師の所見、
③護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見、
④個別に取得した医師の診断書

※3 償還払いの際、被保険者以外の
者に振り込む場合は委任状が
必要です

※4 通常の申請に加えて確認通知を
添付し提出ください